

県民の皆様へのお願い（令和3年2月26日）

3月1日から「岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県」が緊急事態宣言の対象区域から除外され、「埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県」が対象地域となります。引き続き、1都3県への不要不急の往来は控えるようにお願いします。

また、京都府・大阪府・兵庫県では引き続き、各府県民に対して不要不急の外出自粛を要請していることから、3府県への不要不急の外出は、当面の間、控えるようにお願いします。

なお、これらの地域以外へのお出かけの際も、基本的な感染対策を心がけてください。

・緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（3月7日まで）

※岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（2月28日まで）

- ・特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・遅くまで集団で会食・宿泊をしない
 - ◇ ◇
- ・高齢者は、カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える
- ・医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
 - ◇ ◇
- ・症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・事業所では発熱チェック
- ・病院・福祉施設サービスは特に注意
 - ◇ ◇
- ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組をすすめる
 - ◇ ◇
- ・濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・医療機関は、まずコロナを疑う



・京都府・大阪府・兵庫県への不要不急の外出は控える

※期間：3月1日以降、各府県が府県民へ不要不急の外出の自粛を要請しているまでの期間

※通勤や通学等で出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください

・人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。

コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563 FAX：073-433-4540

・感染拡大予防ポスターを県HPに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。

・感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。

緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

- ・緊急事態宣言が解除されるまでの間は緊急事態宣言対象区域*への不要不急の往来は控えてください。なお、通勤や通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために外出が必要な場合は、基本的な感染対策（マスク着用、手洗い等）を徹底してください。

*対象区域：埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県（3月7日まで）

岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（2月28日まで）

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・緊急事態宣言が出されている地域以外でも、感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染対策を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありました。当面の間、そのような行動は控えてください。

高齢者は、カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・高齢者がカラオケ等の催しに参加したことで感染したと疑われる事例がありました。感染によって重症化しやすい高齢者の皆様は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染対策がしっかりと取られていないイベント等への参加を控えてください。

医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきていますが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県 HP をご確認ください

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染対策も徹底してください。

在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組をすすめる

- ・事業者の皆様におかれましては、在宅勤務や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめるようにお願いします。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようにお願いします。

京都府・大阪府・兵庫県への不要不急の外出は控える

- ・京都府・大阪府・兵庫県では引き続き、各府県民に不要不急の外出自粛を要請していることから、3府県への不要不急の外出は、当面の間、控えるようにお願いします。通勤や通学等で出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください。